理事会規程

（目　的）

第１条　この規程は、本組合の業務執行機関である理事会の議事の運営について定め、理事会の円滑な運営を図ることを目的とする。

（理事会の開閉）

第２条　理事会の議事の開閉は、議長がこれを宣する。

（議事日程）

第３条　議長は、理事会成立の定足数を確認し、議場に報告するとともに、議事日程を議場に諮り、その承認を受けなければならない。

（書記の選任）

第４条　議長は、議事の開始にあたり、理事又は職員のなかから、書記若干名を指名する。

２　書記は、議事の経過の記録その他議長が指示する業務に従事するものとする。

（議案の説明）

第５条　議案をすべて提案者がこれを説明するものとする。ただし、必要がある場合は本組合の職員及びその他の者に説明させることができる。

（動議の提出）

第６条　出席した理事は、議事日程を妨げない限り、いつでも動議を議長に提出できる。

２　前項の動議が提出されたときは、議長はこれを議案に供するか否かを、議場に諮らなければならない。

（議案、動議の再提出禁止）

第７条　否決又は撤回された議案及び動議は、同一理事会において再び提出することができない。

（委員会付議）

第８条　理事会で必要と認めるときは、議長は議場に諮り、委員を選任し、委員会に議案を付託して審議させることができる。

２　前項による委員の選任方法は、議長がその都度理事会に諮って決める。

３　議長は、委員をして付託した議案について、審議の結果を報告させた後、採決する。

（議事の進行）

第９条　議長は、提出された議案について説明、討議、採決の順にこれを区分して議事を進めなければならない。

（討　議）

第10条　理事は、討議事項を逸脱しない限り、自由に質問を行い、かつ意見を述べることができる。

２　質問は、簡潔、明瞭に行うものとする。

３　意見は、感情、利害にとらわれず建設的に述べるものとする。

４　理事は、他の者の発言を不当に圧迫又は抑制してはならない。

５　発言しようとする者は、氏名を告げて議長の許可を得て行うものとする。

（議長の職務）

第11条　議長は、議事日程に従い、議事を円滑に進行せしめるとともに、議場の秩序を確立し、かつ、これを維持しなければならない。

２　議長は、理事の発言を不当に制限してはならない。

（議事の確定）

第12条　議事は、一審議をもって確定する。

（採　決）

第13条　出席した理事は、必ず採決に加わらなければならない。ただし、特別の利害を有する理事はその採決に加わることができない。

２　前項ただし書きの場合は、議長は当該理事に対し、その議事が終了するまで退場させることができる。

３　第１項ただし書きに該当する理事の議決権の数は、出席した理事の議決権の数に算入しないものとする。

（採決の方法）

第14条　採決は、次のいずれかの方法によるものとする。

（１）挙　手

（２）起　立

（３）投　票

２　挙手及び起立は、賛成者及び反対者について行う。

３　投票は、本組合より配付された用紙を用いて行う。

（修正案の採決）

第15条　修正案が提出されたときは、修正案を原案より先に採決する。

２　修正案が二つ以上あるときは、その趣旨が原案と最も異なるものから、順次採決する。

（採決結果の宣言）

第16条　議長は、第14条の規定により採決を行ったときは、賛否の数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名を調査確定し、その結果を議場に報告し、その案件の決定を宣しなければならない。

（その他の事項）

第17条　この規程に定めていない必要な事項は、その都度定める。

付　則

この規程は、令和○年○月○日から施行する。